

2月 6日 (水) 公 布



平成 2 0 年 2 月 6 日
内閣府 (防災担当)

「平成十九年新潟県中越沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

I 政令の概要

平成19年7月16日の新潟県中越沖地震による災害で、特に中小企業者に甚大な被害が生じた新潟県の^{かしわざきし}柏崎市、^{いずもざきまち}出雲崎町、^{かりわむら}刈羽村の区域について、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害として指定し、平成20年2月9日を期限として中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置を講じてきたところである。しかし、新潟県が平成19年11月末から12月初めにかけて当該地域の復旧に係る資金需要調査を行ったところ、平成20年8月31日までの間は、引き続き、これらの市町村で資金需要があるとの結果であったことなどを踏まえ、その期限を平成20年9月1日まで延長する。

II 延長する措置の概要

- ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (法第12条)

被災中小企業者が、通常の枠（普通保証2億円、無担保保証8千万円等）に加えて、さらに別枠で、普通保証2億円、無担保保証8千万円等の保証の利用が可能となるようにするなど、保証制度を拡充する。

政令第二十一号

平成十九年新潟県中越沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十九年新潟県中越沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成十九年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和三十七年政令第四百三号」の下に「。以下「令」という。」を加え、「同令」を「令」に改める。

本則に次の一条を加える。

（災害関係保証に係る期限の特例）

第三条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、令第二十四条の規定にかかわらず、平成二十年九月一日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。